

令和3年6月17日

6月19日以降のグアム入島後の新たな隔離措置

- グアム政府は、6月19日から有効となるグアム入島者に対する新たな隔離措置を発表しました。
- これまでのFDA認証ワクチンに加えて、WHOで承認されたワクチン（AstraZenecaを含む）の完全接種者でワクチン摂取を証明できる方についても、強制隔離の対象外となります。
- ワクチン未接種者で、グアム到着72時間以内に受けた陰性証明を提出する方は、自宅隔離の対象となります。
- 詳細については、6月16日付グアム知事発表による行政命令（Executive Order 2021-13）を御確認ください。

1. 6月16日、グアム知事は、グアム入島者に対する新たな隔離措置を含む行政命令（Executive Order 2021-13）を発出しました。

<https://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2021/06/E0-2021-13-Relative-to-Amending-Restrictions-For-Incoming-Travelers-and-Quarantine-Facilities-And-Other-Conditions-During-PCOR-3.pdf>

2. この命令によると、全てのグアム入島者は、政府施設での隔離措置対象となりますが、6月19日午前0時1分以降、アメリカ食品医薬品局（FDA）または世界保健機構（WHO）が承認するワクチン（Pfizer-BioNTech, Moderna, Johnson & Johnson/Janssen, AstraZenecaを含むが、これらに限定されない）を完全に接種した方は、接種の事実を証明することを条件に、強制隔離を免除されます。

3. ワクチンを摂取していない渡航者は、6月19日午前0時1分以降、グアム到着前72時間以内に受診したPCR検査または抗原検査（antigen test）の陰性結果を提出することで、自宅隔離及び自主的な経過観察を受けることができます。

4. 上記措置については、詳細が判明すれば続報としてお知らせいたします。

在ハガッニャ日本国総領事館

TEL : +1(671)646-1290

infocgj@ag.mofa.go.jp